

令和8年度

目黒区立大鳥中学校 学校いじめ防止基本方針

～ 人権尊重を基盤とした、いじめのない、お互いを認め合える学校を目指して ～



◇はじめに ◇

学校教育において、「いじめ問題防止対策」が生活指導上の優先的な課題となっている。また、近年の情報化社会への進展とともに中学生のスマートホン等の所有率が高まり、インターネットを利用した悪口の書き込みや誹謗中傷等のいじめも増加傾向にある。

このような「いじめの多様化」について理解するとともに、全ての教職員がいじめの「未然防止」「早期発見・早期対応」に取り組めるように備えることが大切である。

そこで、大鳥中学校の教職員一人一人がいじめ防止の実践的な取組を行うために、いじめ防止対策推進法に基づき「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

「目次」

I いじめ問題に関する基本的な考え方	p 3
II いじめ未然防止	p 5
III いじめへの早期発見と早期対応	p 6
IV 特別支援を必要とする生徒への配慮	p 6
V ネット等の現代的な課題に対応するための専門機関[情報班]	p 7
VI いじめ防止等に向けた年間指導計画	p 7
VII 重大事態への対応	p 8
参考資料	p10

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめの対応を考える際の重点目標
いじめの対応を検討する際は、「いじめを受けている生徒に寄り添う」ことを重点目標として行動する。

いじめは、人として決して許されない行為である。また、どの生徒にも起こり得る問題として認識する。教職員は常にいじめは起こり得る問題として受け止め、いじめの「未然防止」「早期発見・早期対応」に継続的に取り組むものとする。

I いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
[いじめ防止対策推進法「いじめの定義（第2条）」より]

◆ いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議 ◆

（平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会 平成25年6月20日 参議院文部科学委員会）

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

2 学校いじめ対策委員会

(1) 委員構成【重要】

校長（委員長）、副校長（副委員長）、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、選択調整主任、保健主任、学年主任

SC（スクールカウンセラー）、特別支援教育コーディネーター

※上記主任の他に主幹教諭がいる場合は委員とする。

(2) 委員会の機能

- ・いじめの認知について検討し、委員長がその決定をする。
- ・いじめの疑いを発見した場合は「事実確認」「対策案」「事後処理」について検討する。また、当該学年または学校全体への指導方針について指示する。
- ・いじめ防止及び対応についての研修会を企画する。

(3) 委員の召集

- ・いじめの判断（認知）は、いじめ対策委員会で行うものとし、いじめの疑いを感じた教職員は、自分で判断することなく、身近な委員へ速やかに報告する。
- ・いじめの報告を受けた委員は、速やかに校長（副校長）へ報告する。また、校長の指示を受けて、委員を召集するとともに委員会を設定する。

3 いじめ対策サポートチーム（外部機関の協力を得た学校サポートチーム）

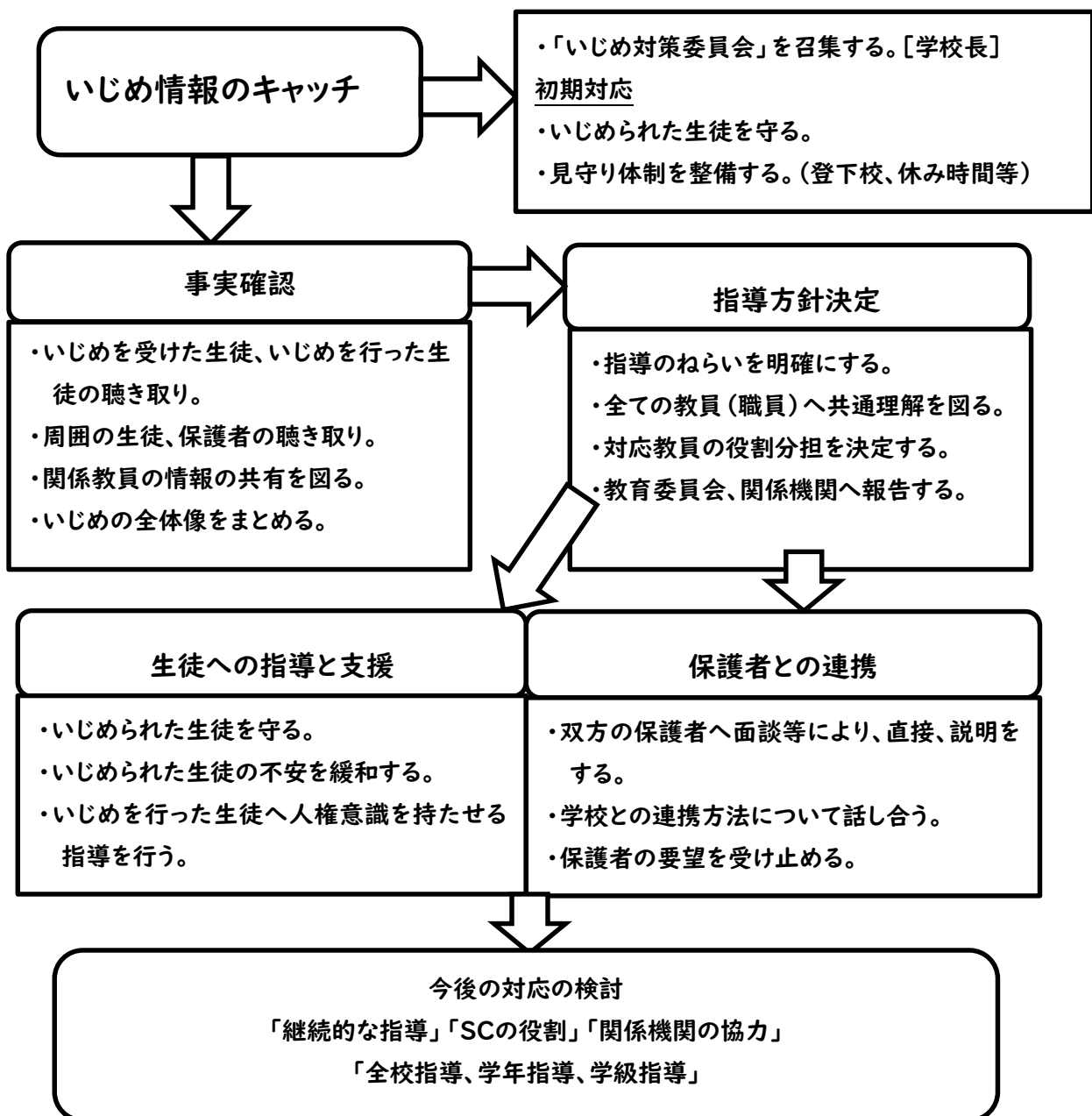
- ・学校いじめ対策委員会を支援する機関として、「いじめ対策サポートチーム」を設置する。
- ・地区連絡協議会等を活用して、学校との機能連携を図る。
- ・いじめ対策サポートチームは地域での見守りの状況や地域での生徒の様子などの情報を学校へ提供する。

いじめ対策サポートチーム委員構成

目黒警察署職員、品川児童相談所児童福祉司、目黒区子ども家庭支援センター職員、主任児童委員
スクールソーシャルワーカー、学校医、PTA会長、住区・町会長

4 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ対応の基本的な流れ



II いじめの未然防止

1 学級・学年の実態把握

- ・「QU」等の心理的な尺度を用いた調査を行い生徒の実態把握に役立てる。
- ・「いつもの生徒と違う」という教職員の感性や気づきが大切である。いじめに発展する以前の教職員の気づきを共有することが学級・学年の実態把握として機能し、いじめの未然防止につながる。

2 自尊感情を高める学級活動

「認められた」「役に立った」という経験は、自己肯定感につながる。自己の行いが認められる喜びなどの自尊感情の高まりは、同時に他者を認める心をはぐくみ、いじめ防止につながる。

学級の清掃活動、その他の当番活動等では、教職員が生徒に感謝の言葉を伝えたり、良い行いを学級全体で賞賛するなどの学級活動の充実を通して、いじめ防止に努める。

3 生命尊重の心を育てる道徳教育と人権教育

(1) 道徳教育の充実

- ・かけがえのない命や思いやりの心に触れる道徳教育を実施する。

いじめ問題は生命に関わる問題であり、他者への思いやりの欠如に起因すると考える。人の「優しさ」「心遣い」などの経験を振り返らせ、思いやりの心の温かさを感じ取れる実践的な道徳をいじめ防止に位置付ける。

(2) 人権教育の充実

- ・「目黒区立学校人権感覚チェックシート」「人権教育プログラム(学校教育編)」の内容を活用した人権教育を実施する。

「いじめは人権侵害であり、許されることではない」ことを教え、どのようなことが人権を踏みにじる行為なのかを生徒に考えさせ、発表するなどの人権感覚を身に付ける学習活動を全ての学級で実践する。

4 悩みを抱える生徒の日常的な相談体制

(1) 悩みを抱える生徒の発見(迅速な対応を目的とした相談への手立て)

- ・悩みを抱える生徒を発見した又は感じ取った場合は、発見した教員が当該生徒に積極的に声をかける。

(2) 教育相談連絡会(組織的・効果的な対応を目的とした相談への手立て)

- ・悩みを抱える生徒への支援(相談方法等)を検討する教育相談連絡会を定例化(毎週)する。

5 保護者、地域の方への協力要請

大人が見ているという「大人の目」がいじめの未然防止につながる。保護者、地域の方へ挨拶などの生徒への積極的な声かけを要請したり、地域での生徒の様子について学校へ連絡をしていただくなど、学校だより等を通じて、いじめ防止の協力要請をする。

6 いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の開催

地域の小学生と連携して、いじめに関するテーマについて考える活動を行う。「いじめを防止するためには何をすべきか」をまとめ、「宣言文」として公表する。

Ⅲ いじめへの早期発見と早期対応

1 早期発見の取組

中学校のいじめの発見は、「担任以外の教職員が多い」というデータもある。生徒の様子がいつもと異なると感じた教職員は、担任への連絡だけではなく、学校全体で速やかに情報の共有ができるようにする。(迅速な情報共有の手立てとして、校務LANも有効活用するが固有名詞は掲載しない。)

いじめ発見のためのアンケート調査

- ・6月、11月、2月のふれあい月間等を活用して、全校を対象としたアンケート調査を実施する。(6月…「無記名式」1回、11月・2月…「記名式」2回 年間計3回)
- ・いじめに関する情報を入手した際は、必要に応じて事実確認のための学年・学級を対象としたアンケート調査の実施を検討する。
- ・7月に心理的な尺度を用いた調査(i-check等)を実施する。(結果を活用した個別面談により早期発見)
※調査用紙の回収は教員が行う。(生徒には集めさせない)

2 早期対応の取組

(1) 優先的な対応

・いじめを受けた生徒の心情に着目し、継続的な心のケアを行う。SCへも報告し、いじめを受けた生徒の支援に万全を期す。

(2) 具体的・迅速的な対応

- ・いじめの事実確認においては、「いじめの行為」「経過」等を正確に把握する。
- ・いじめを受けた生徒及びいじめの行為をした生徒の家庭には、早期に必ず連絡をする。必要に応じていじめの事実確認を保護者に依頼することも視野に入れる。
- ・事情聴取に当たっては、「周囲の生徒」「保護者」等の第三者からも情報を収集する。
- ・いじめが暴力等の犯罪行為が疑われる場合は、警察へ通報し協力を求める。
- ・いじめの行為をした生徒へは、教師の指導だけではなく、SCの指導を受けることを義務付けるなど、再発防止のための心の指導に努める。

把握すべき情報例

- 誰が誰をいじめているのか。
- いつ、どこで起こったのか。
- どのような内容のいじめなのか。
- いじめの契機は何か。
- いつ頃から始まったのか。(期間)

Ⅳ 特別な支援を必要とする生徒への配慮

特別支援の生徒の特徴の一つとして、「うまく表現できない」ことがあげられる。いじめ防止に関する学校生活の対策として、教員の見守りや保護者からの情報収集に重点を置く。また、特別支援学級担当教員は、定例の「生活指導連絡会」「教育相談連絡会」に参加し、情報の共有や共同学習等の配慮依頼などの通常学級担当教員との連携を図る。

V いじめ防止等に向けた年間指導計画

※いじめアンケートは目黒区教育委員会の指示により、記名式と無記名式の時期を変更する場合があります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議	・学校いじめ対策委員会1 ・【研修会1】 基本方針等の確認	・生徒の生活状況把握 ・学年会→職員会 ・【研修会2】 ふれあい月間についての確認	・人権校内研修会 ・全教員	・学校いじめ対策委員会2		(夏休み明け) ・生徒情報の共有
防止対策	1年生(学活) ・人権教育1 保護者会 ・いじめ対策説明 全校朝礼 校長講話	2年生(学活) ・人権教育1 全学年(学活)	ふれあい月間 3年生(学活) ・人権教育1 全校朝礼 校長講話	・セーフティー教室 ・生命(いのち)の教育 ・重大事態発生時の机上訓練		学年集会(全学年) ・いじめのない学校生活について 1年生(学活) ・人権教育2
早期発見	生活委員会 ・生徒の継続的ないじめ調査の重要性について説明	1年生 ・SCによる全員面談	・i-check(1回目) いじめアンケート1(記名式)	教育相談月間 生活委員会 ・いじめ調査		生活委員会 ・いじめ調査 いじめアンケート2(無記名式)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議		・学校いじめ対策委員会3 ・【研修会3】 ふれあい月間についての確認	・人権校内研修会 全教員	生徒の生活状況把握 ・学年会→職員会	学校いじめ対策委員会4	いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ ・次年度課題検討 ・【研修会4】 ふれあい月間についての確認
防止対策	2年生(学活) ・人権教育2	ふれあい月間 3年生(学活) ・人権教育2 全校朝礼 校長講話	2年生(総合) いじめ問題を考える子ども会議	学年集会(全学年) ・いじめのない学校生活について	全校朝礼 校長講話	学年集会(全学年) ・1年間の反省 保護者会 ・学校生活状況報告
早期発見	・i-check(2回目)	生活委員会 ・いじめ調査	教育相談月間	生活委員会 ・いじめ調査	いじめアンケート3(記名式)	生活委員会 ・いじめ調査

VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

◎いじめによる重大事態とは、いじめを受けた生徒の状況に着目して次の通り判断する。

(1)いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いのある場合

重大事態の具体例1

- ア 自殺を考えた。
- イ 身体に重大な傷害を負った。
- ウ 金品等に重大な被害を被った。
- エ 精神性の疾患を発症した。
- オ 上記以外に重大な被害が生じたと学校いじめ対策委員会が認知した。

(2)いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合

重大事態の具体例2

- カ いじめにより、年間30日以上を目安として、登校できなくなった。

(3)いじめにより、連続で学校を欠席している疑いのある場合

重大事態の具体例3

- キ いじめにより、連続で7日間欠席をした。

2 重大事態の報告

・重大事態と判断した場合は、学校長が教育委員会へ直ちに報告する。

学校長 → 区教育委員会 → 区長

3 重大事態の調査

※重大事態の調査の主体は教育委員会が判断する。

◎重大事態のいじめを受けた生徒・保護者からの申し立て(調査要望等)があった場合の対応は以下の通りとする。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

- ・対象事案「VII-1(1)ア～オ及び(2)カ」
- ・調査組織「学校いじめ対策委員会」、必要に応じて「いじめ対策サポートチーム」

(2) 教育委員会が主体となって行う場合

- ・対象事案:「学校が主体となって調査を行う場合以外及び「学校の主体の調査では十分な結果が得られな
いと教育委員会が判断した場合」
- ・調査組織:「教育委員会が設置した調査委員会」

(3) 調査内容

※事実関係を明確にするための調査を行う。調査方法は「聞き取り」「アンケート形式」等とする。

- ア 「いつ」(いつ頃から)
- イ 「誰が」(いじめ行為をした生徒)
- ウ 「どのようなことを」(いじめの行為)
- エ 「なぜ」(いじめの契機等の背景)
- オ 「どのように対応したか」(学校・教員のいじめの対応)

◎アンケート調査を実施する場合は、調査に先立って、生徒・保護者に調査の目的等を説明する。

(4) 聞き取り調査への配慮

ア いじめを受けた生徒からの聞き取り

- ・いじめを受けた生徒の学校生活や学校への復帰に影響のないように配慮事項を検討した上で聞き取りを行う。聞き取りの対象は周囲の生徒、教員を含むものとする。

イ いじめを受けた生徒からの聞き取りができない場合

- ・周囲の生徒、教員から聞き取りを行う。
- ・いじめを受けた保護者の要望や意見を十分に聞き取る。また、今後の調査について説明し、保護者の意見を理解した上で迅速な調査を行う。

(5) 自殺の事態が起きた場合

- ・遺族の要望を受け止める。
- ・自殺に至る背景や事実確認の調査を行い、遺族に説明する。
- ・事実を把握するためのアンケート調査や学級、学年(必要に応じて全校)の一斉聞き取り調査を行う。
- ・調査結果は客観的な視点で分析評価する。(思い込みや特定の情報にのみとられない)
- ・自殺の連鎖を想定して、「カウンセリングの必要な他の生徒はいないか」も考慮した指導を行う。

◎報道対応は校長(副校長)とする。

(6) 留意事項

- ・いじめの重大事態は、学校内だけではなく、学校外の地域でも発生する場合がある。主任児童委員、住区・町会関係者へも情報を提供する。(いじめ対策サポートチームを機能させる。)

重大事態の調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置

※以下は目黒区教育委員会資料「第3章 いじめの防止等のための学校が実施すべき施策」の一部を引用

(1) 再調査

調査結果の報告を受けた区長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。再調査についても、再調査の主体は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

区長は、再調査を実施する機関として、「目黒区いじめ問題再調査委員会」（仮称）（以下「再調査委員会」という。）を設置することができる。

再調査委員会は、調査委員会以外の者で、専門的な知識を有する弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者とし、当該調査の公平性・中立性を図る。

なお、再調査委員会を設置したときは、区長は区議会にその旨を報告する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察関係者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に処理されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

なお、再調査を行ったときは、区長はその結果を区議会に報告する。